

女性の生き方支援に関する新しい法律が成立、または改正されました。  
今回は、その法律についてご紹介します。

### 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」

令和6年4月1日にこの新法が施行されます。この法律には「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」の視点が規定され、困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を国、地方公共団体が講じる責務が明記され、民間団体との協働による支援も盛り込まれています。

### 「配偶者暴力防止法に基づく保護命令制度」

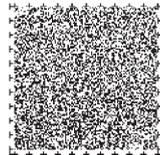
こちらは改正になり令和6年4月1日より施行されます。保護命令制度は、地方裁判所が、被害者の申し立てにより相手配偶者または同居中の交際相手に対して被害者の身辺に付きまとうことの禁止や面会の要求、電話やメール、SNS等での連絡の禁止を命令する制度です。

改正の主なポイントは▼

- 重篤な精神的被害を受けた場合にも保護命令が適用される可能性がある
- 被害者とその子、親族への接近禁止命令、電話等禁止命令などが6か月から1年へ延長
- 被害者の子への電話等の禁止命令が創設
- 保護命令違反に関する罰則が厳罰化

# 相談室 だより

新法や法改正に見る  
女性支援



### 変わる法律と女性支援

刑法改正では性暴力に関する部分に変更がありました。令和5年7月13日から強制性交等罪から不同意性交等罪へと変更されています。

これまで女性たちは、生きづらい社会の中で懸命に生きてきましたが、現実即した法制度へと変化しつつあります。

まだまだ厳しい状況はありますが、これらの法律を女性支援に役立てるために各関係機関とも連携を取りながら、女性の権利が正当に守られるよう、私たち相談員は、必要な支援を行いたいと思っています。どうぞお気軽にご相談ください。

## 性別による差別などを受けたら相談を

### － 男女平等推進委員制度の紹介 －

久留米市は男女平等推進委員制度を設けています。弁護士などの専門知識のある推進委員が、男女平等について市民からの意見や相談を受け、その解決に当たります。相談無料で申出手続きも簡単です。

### 相談から解決まで

#### 相談者

- ① 市の施策への意見
- ② 権利侵害に関する救済の申出

#### 男女平等推進委員

相談者への聞き取り⇒調査  
▼  
市や事業者・団体と意見調整  
場合により是正要請・勧告  
▼  
相談者への結果の通知

#### 相談事例

- 市が行う事業が性別に役割分担意識を植え付けるもの
- セクシュアル・ハラスメントを受けた
- 産休や育休を取ろうとすると嫌がらせを受ける など

#### Q 相談できる内容は？

- ①【市への意見】  
市が行っている事業などで男女平等になっていないと思うことがある
- ②【救済の申出】  
職場や学校、団体で、性別を理由とする差別的な扱いを受けているなどで相手に改善を求めたい

#### Q 相談できる人は？

- ①【市への意見】  
市内に在住、通勤、活動の拠点がある人
- ②【救済の申出】  
市内で性別を理由とする差別的な扱いなどを受けた当事者、またはそのような事実を知っている人

#### Q 相談の方法は？

所定の申出書に必要な事項を記入後、問い合わせ先に持参または郵送してください。  
申出書は、問い合わせ先と男女平等推進センターに設置。  
市ホームページからも取得できます。

問い合わせ先

男女平等推進委員事務局  
(男女平等政策課内)

TEL:0942-30-9246  
FAX:0942-30-9703



▲  
制度HP

